主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人安藤真一の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を 精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長 谷	: ЛГ	太一	郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	$\nabla$	介